

中野 榮治 著
『紀伊国の条里制』

古今書院 1989年5月
A5判 213ページ 3,100円

条里制研究は今いかなる問題を抱え、どういう方向へ進もうとしているのだろうか。また、そこでは地理学研究者は何をなすべきであろうか、あるいは何ができるのだろうか。最近の条里制研究を見渡すと、そういうことを考えなければならぬ大きな転機に立っているように思われる。奈良国立文化財研究所主催の条里制に関する研究集会を継承発展させて、1985年に学会として発足した条里制研究会は、その転機を作り出す原動力となったのは確かである。考古学、文化財、歴史地理学、地形学、古代史、中世史、東洋史学など、さまざまな分野の研究者が集って、条里制という極めて限定された専門領域の研究に組織的に取り組む学会が成立したからである。

この新設された学会は、近年における急激な農地転用と大規模な圃場整備の進展による条里制遺構の破壊と関連資料の散逸という危機的状況にどう対応すべきか、またそれと表裏の関係にある緊急行政発掘調査に伴って急増する水田址など出土資料をどう評価して系統的解明を進めるのかという二つの緊急な課題を抱えて発足したが、急速に姿を消しつつある条里制遺構こそ、歴史地理学研究者が長年にわたって取り組んできた研究対象である。

1930年代にこの分野に地理学が本格的に参加した時点から今日に至るまで、米倉二郎、藤岡謙二郎、谷岡武雄、渡辺久雄、水野時二等の先駆的な研究者やそれに続く者が、最大限の努力を傾注してきたのは、主としてこの大地に刻み込まれた条里制遺構の実態であり、それを通して条里制の全体像にアプローチしようとする研究法をとってきたのである。ところがその遺構そのものが姿を消し、さらに条里地割の成立時期が、発掘された水田址との関係で見直しを迫られているのが現状である。中野榮治著『紀伊国の条里制』を手にした時、久しぶりの地理学側からの研究書ということもあり、このような条里制をめぐる今日の研究状況が頭に浮かんできた。

和歌山市にあって地元の古代歴史地理学研究をここ20年来着実に進めてきた著者が、紀伊国条里に関

する研究成果を集大成したのが本書である。序章と7章に分けられているので、まず、それぞれの概要を紹介してみよう。

序章では、紀州藩の藩校教授を務めた本居内遠の『條里図帳考』に始まる紀伊国条里の多彩な研究史が整理され、第1章から第7章における研究の視点、内容と研究課題が提示されている。

第1章「紀伊の条里呼称と南海道」では、条里地割の分布が孤立分散的で、その方位が地形の傾斜面にしたがって異なり、坪内部の地割は長地型を中心にしながらも半折型や変形が多いこと、条里を図里と呼ぶ呼称法など、紀伊条里の特徴をあげる。その図里呼称は紀ノ川河谷の北岸では、伊都、那賀、名草の3郡においてそれぞれ東の郡界を一図の基点にとって西へ二図、三図と数え、また紀ノ川を一里の基準にして北へ二里、三里と数え、坪並は里の南東隅を一の坪として第1列が西へ進み、北東隅の三十六の坪で終る連続式であるなど、統一された呼称法がとられた。しかし、紀ノ川以南の那賀郡と名草郡の南部や海部郡、在田郡にあっては、平野の地形単位に独自の図里呼称法が採用されていたとする。次いで文献史料に基づいて図里呼称の時期的変化を明らかにし、さらに南海道のルートを推定し、条里との関連性が高く、奈良時代の寺院が南海道に南面して立地することなどを指摘する。

第2章「伊都郡の条里」では、紀ノ川北岸と南岸の低位段丘面における条里地割の分布、その散在する条里地割に対する統一的な呼称法を明らかにする。また9世紀後期の観心寺領近河内荘の位置を検討し、紀見峠から橋本市中心地に向かって南流する橋本川沿岸に荘域を比定しようとする。

第3章「那賀郡の条里」では、紀ノ川北岸と南岸にブロック状に分布する条里地割を検出し、そのうち河北地区の図里呼称法は東の郡境である背山を一図の起点として西へ数え進んで名草郡との郡境が二五図となること、9世紀後期の観心寺領名草荘の荘域が打田町北部の方4里の地に比定しようことを示す。次いで紀ノ川北岸の緩傾斜複合扇状地において、扇端から始まる開田化と池溝灌漑の進展状況、および方2町の国分寺域が条里地割と整合することを考察する。さらに紀ノ川支流の貴志川河谷を調査し、

11世紀後期における石清水八幡宮領野上荘の中心部を海南市宮前・別院地区などの河岸段丘面に求め、史料に見える図里呼称を復原している。

第4章「名草郡の条里」では、紀ノ川北岸の氾濫原にあって東西方向に連続する条里地割の分布形態と図里呼称を復原し、紀伊国府において和歌山市府中における条里地割と方位を異にする方6町域のプランを提示する。次いで紀ノ川南岸の日前宮地区、伊太祈曾地区、亀川地区と和佐地区について条里地割と図里呼称を推定し、とくに条里分布範囲が紀伊国ではもっとも広い日前宮地区において条里景観の遺存状況を検討する。また、和田川流域の低湿地における条里に関して、12世紀前期の古文書によって図里呼称を復原して水田開発の進展状況を考察し、日方川流域では狭小な氾濫原の地形条件と条里地割の関係を検証する。さらに最近における埋没条里の調査をとりあげ、河北地区の西田井では奈良時代、河南地区の日前宮に近い秋月の北部と西北部では12世紀ないし13世紀に条里地割の施工が確認されるとする。

第5章「在田・海部郡の条里」では、在田郡の有田川下流と湯浅湾岸における条里地割を検出し、関連史料に基づいて図里呼称を推定する。また急峻な山岳地帯を流れる有田川上流の現在は条里地割がみられない河岸段丘面において、11世紀初頭から12世紀末にかけての史料を検討した結果、阿氏河荘の散在する荘地の構成とその図里呼称を復原する。次いで海部郡北部に相当する和歌山市の土入川流域を調査して条里地割を確かめ、東大寺末寺である崇敬寺領の木本荘において、11世紀中葉、11世紀末と12世紀初頭の3つの時期に低湿地の耕地開発が進展したと、3地区に分かれる条里地割の分布と対応させて理解する。

第6章「日高郡の条里」では、日高川下流の三角州に北15度西の方位を示す条里地割が広範囲に展開することを指摘し、その地形環境を検討し坪並を復原するが、関連史料がなく図里呼称は不詳であるという。次いで南部川流域における条里地割の分布形態を明らかにし、日高郡の郡家を御坊市財部の小字「西郡」を中心とする方6町ないし8町の地に推定する。

終章である第7章「牟婁郡の条里」は紀伊半島南部の牟婁郡を対象とし、田辺町付近の芳養川、会津川、富田川の河岸に10地区の条里地割が認められ、

また熊野灘沿岸では熊野川下流域の支流に沿った沖積地や七里御浜の砂堆背後にも条里地割を検出しようと指摘している。いずれも分布範囲が狭小で方位も多様であり、遺存する坪地番が少なく関連史料が得られないので、坪並と図里呼称が不明であるという。

以上が本書の内容のアウトラインである。和歌山県の各地をくまなく歩いて熟知している著者が、丹念に実施調査を行った研究の成果であるだけに、論述されている研究内容は説得力がありたいへん理解しやすい。そのわかりやすさは、先行する数多くの条里に関する歴史地理的研究の方法を着実に継承し、紀伊国における条里制を追求しているところにもあると思われる。したがって紀伊国全域にまたがって、郡ごとに条里地割の分布形状を正確に把握することから始めて、通称地名を含めた関係地名を徹底的に調べて坪並を復原し、博搜した関連古文書の記載内容を検討して現地と対照させながら図里呼称法の復原を進めるという、条里の基礎的研究を着実に展開しているのが知られる。

その結果として、紀ノ川河谷と下流平野にあっては既往の条里研究を見直し、また那賀郡、在田郡、日高郡、牟婁郡にあってはこれまでほとんど取りあげられなかった条里を精査しているため、秋名荘域と野上荘域の確定、複合扇状地と低湿地における開発過程、国分寺・西国分庵寺と条里地割との関係、その寺域の南側を東西に直進する官道としての南海道の路線、条里地割の方位と異なる紀伊国府のプランなど数多くの新しい知見を導き出したのは高く評価しうるものと思われる。とくに紀伊半島南部の海岸線に沿った小平野の各地に条里地割が散在すること、また和歌山県最高峰の護摩壇山に近い有田川上流域の山岳地帯における狭小な河谷に、史料にみえる阿氏河荘の条里を比定しようというのは、まことに興味深い指摘といえよう。前者はこれまで本格的な調査がなされていないため、既往の条里分布図のなかに欠落している地区が多いことを示唆している。また後者については条里坪付史料がたまたま高野山文書にみられるという好条件に著者の緻密な現地調査が結びついてクローズアップされたのである。平安時代から室町時代にかけて全国的に展開する諸荘園は、この阿氏河荘と同様な地形条件を有する事例が少なくなく、それらは関連史料が得られないということ、これまで条里の有無を検討する対象地か

ら除外するという研究者の先入観ないし偏見があったのではなからうかと反省させられる。

山間の河谷は溢流氾濫を受けやすい地形条件であり、条里地割施工の耕地が埋没したり流失するケースが多い。それは南紀の海岸線に沿った山地が海に迫る付近に存在する小平野の場合も大同小異であろう。これまで東北地方や北陸地方において、明治期ないし大正期に耕地整理が実施され、それ以前の耕地形状と地名が大幅に改変されたため、条里研究の空白地が少なくない事実は知られていた。しかし現在の時点において条里地割が認められなくとも、過去においてそうであったとはいえないのである。また一方、荘園関係の古代・中世の史料があり、条里坪付を記す古文書が揃っているのは、全国の条里分布地からみればむしろ例外的な事例といえるほど少ないのである。こうした関係史料が欠落していたり、現在遺構として条里地割が見られない場合でも、綿密な地域調査によって条里を検出して地域史を見直すべきであることを提唱してきたのが、歴史地理学のユニークな研究成果であったことを、本書を通じて改めて知らされた思いである。

ただ、古代地域研究における歴史地理学的アプローチは万能ではなく、限界があるのは確かで、文献史学ないし考古学的研究と相互補完の関係にあることはいうまでもない。寺院址、官衙・道路遺構、水田址などの発掘調査の成果、あるいは荘園文書の史料批判など、歴史学・考古学・文化財の最近の研究結果が本書にもふんだんに引用されているが、歴史地理学研究法の限界についての厳しい姿勢がやや欠ける傾向があるように思われる。

本書は、紀伊国という律令国家を構成する一つの国を対象にしている。条里制を中心にして「一国についてのモノグラフ」を作り、「わが国の条里制を理解する一礎石として、また紀伊という独自の地域構造を究明する一助としての役割を果し」、「歴史地誌学」を構築することを意図していると、著者は「はしがき」で述べている。したがって著者は本書において、前記したような条里の基礎的研究の結果を提示するだけでなく、扇状地・低湿地の地形環境、河道の変化、用水開発、耕地開発、郷城・荘城・寺域の推定、南海道の路線復原、国府・郡家のプランニングなどの諸問題を積極的に取りあげている。

これらは確かに条里と関わる諸問題ではあるが、すべてにわたって十分な追求が行われているとはい

えないようにみられる。そこに歴史地理的アプローチの限界という問題が見え隠れしているのではなからうかと評者には思われてならないのである。例えば在田郡の阿氏河荘の場合、筆者の努力によって条里坪付の現地比定が進められて25,000分の1地形図に図示されている。しかしここは中世史にとって著名な荘園である。江頭恒治・仲村研等によるこの荘に関する論文は少ない数ではない。それだけに条里坪付を含めて文書の記載内容に踏み込んで検討を加え、阿氏河荘の村落と耕地の実態をさらに解明して欲しかったと思う。

なお些細なことであるが、第1章において南海道の路線と条里との関係を検討する際に、伊都郡応其地区の正方位条里地割を斜行しする古道痕跡を見出し、それを南海道と推定しようと記している。しかしながらこの個所には古道痕跡と南海道の路線を示す付図はなく、第2章「伊都郡の条里」において同一場所の空中写真と条里推定図が掲示されているが、ここにも南海道の路線が記入されていない。条里地割と幹線交通路との関係という問題は図的表現によって初めて理解しうるもので、文章だけでは説得力に欠けるのではなからうか。似たような点は他にもあり、大縮尺地形図ないし付図をより多く活用した詳しい説明が必要と思われる。また章節の表題には必ず「条里型土地割」とあるのに、その説明文中にはこの用語が使われず「条里地割」と記されている。2つの用語が区別されているようであるが、どこにもその解説が加えられていないのは不親切であろう。

あえて若干の苦言を呈したが、この労作は今後における条里の地理的研究に対して一つの方向を明示していると思われる。国という律令国家地方行政の根幹をなす地域に対する条里研究である。榎原考古学研究所編『大和国条里復原図』（大和国条里の総合的研究—地図編—）、あるいは木村芳一・岩本次郎・木全敬蔵『奈良県史 第4巻 条里制』などの先行する研究成果があるが、これまで進められてきた条里の地域研究を条里制施行単位となった国郡制に焦点を合わせて総合化するというアプローチが、今後重要性を高めるものと考えられる。

(服部昌之)